

FC大和の規約

目次

- 第1章 総則（第1条～第11条）
- 第2章 組織（第12条～第13条）
- 第3章 会議（第14条～第15条）
- 第4章 練習及び試合（第16条～第20条）
- 第5章 運営費等（第21条～第24条）

第1章 総則

（名称）

第1条 この団の名称を「FC大和」とする。

（趣旨）

第2条 FC大和は、サッカーを通じてお互いの親睦を深め、協調性、社会性豊かな子に育てると共に、その技術の向上を目指すことを目的とする。

2 この規約は、前項の目的を達成するために必要な組織、運営等について定めるものとする。

（位置付け）

第3条 FC大和は、神奈川県サッカー協会及び大和市サッカー協会に所属する。

（ホームグラウンド）

第4条 FC大和のホームグラウンドは、大和小学校グラウンドとする。

（入団資格）

第5条 FC大和に入団できる者は、保護者の承諾を得た大和小学校に在学する児童及び団が認めた児童とする。

（入退団の方法等）

第6条 入団は、「FC大和入団承諾書兼申込書」を提出することにより、随時受付ける。

第7条 入団については、毎年4月に説明会を開催する。

第8条 退団する者は、退団届を提出しなければならない。

（事故等）

第9条 入団する者は、すべてスポーツ傷害保険に加入しなければならない。

第10条 練習、遠征及びその際の移動等にあたっては、コーチ、役員及び団員の保護者（以下「保護者」という）が団員の安全に万全を尽くすが、万一事故が発生した場合には、個人の責任で処理するものとする。

（規約の変更）

第11条 本規約の変更には、総会で出席者（委任状を含む）の過半数の同意を必要とする。

第2章 組織

(役員)

第12条 団の運営に必要な組織の役員をコーチ及び団員の保護者より選任する。

2 コーチから次の役員を選任する。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 2名
- (3) 監督 1名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 4種委員会委員 若干名

3 保護者から次の役員を選任する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 学年会計 6名
- (6) 学年役員 6名

4 団の運営は、団長、副団長、監督、事務局長、書記及び会計（以下「6役」という。）が中心となっ

(任期)

第13条 役員の任期は1年間（4月1日から翌年3月31日）とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 会議

(会議)

第14条 FC大和の運営等のため、総会、全役員会議、役員会議、コーチ会議等を開催する。

(総会)

第15条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、団長が特に必要と認めるときまたはコーチ及び保護者の5分の1以上の請求により開催する。
- 4 定期総会は、団の事業報告、決算、事業計画、予算、次期役員及び運営方法等に関する議題を検討し、議決には出席者（委任状を含む）過半数の同意を必要とする。
- 5 総会は、コーチ及び保護者の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
- 6 5項の保護者は、各団員世帯に対して保護者1名として算出する。

第4章 練習及び試合

(練習日等)

第16条 練習日は毎週土曜日とする（以下「通常練習」という。）。ただし、グラウンド使用の関係または、コーチの指示により他の日も練習を行なう事が出来る。

第17条 練習内容、方法、時間等はすべて団長、コーチ及び役員に一任する。

（役割）

第18条 コーチは練習及び試合が安全かつ円滑に進められるよう団員の指導・引率並びにグラウンド、用具の準備・片付け等を行なう。

- 2 コーチを除く役員は、1項を補佐するためコーチと連絡調整を行ない協力する。
- 3 保護者は1項のため必要な協力を行なう。

（コーチ）

第19条 コーチは主に団員に対してサッカーの技術的指導を行う。

- 2 各学年に担当コーチをおく。
- 3 コーチは、原則としてその学年の保護者の中から選任するよう努める。
- 4 コーチは、公認審判の資格を取得するよう努めなければならない。

（チーム等の編成）

第20条 原則として、学年ごとにチームを編成する。

- 2 上記チームの他、FC大和を代表するチームとして「トップチーム」を編成する。

第5章 運営費等

（運営費の種類及び徴収方法）

第21条 団運営のための費用は、入団金、団費、補助金、その他の収入とする。

（入団金、団費等）

第22条 入団金は、1名2,000円とする。

- 2 団費は1名につき次のとおりとする。

学 年	団費（円／月）
1, 2, 3	2, 500
4, 5, 6	3, 000

第23条 退団により団員でなくなった場合、既に納められた入団金及び団費は返還しない。ただし、前納された退団月以降については返還する。

（会計監査）

第24条 監事は、年度末の3月に各会計の収入及び支出について、適正な管理、支出がなされているかを監査しなければならない。

(付 則)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行するものとする。

第2条 削除（平成8年4月1日一部改正）

第3条 この規約に定めのない事項については、その都度臨時に7役会議又は役員会議を開催し、決定するものとする。

第4条 一部改正（平成10年3月31日改正、同年4月1日施行）第11条及び第31条。

第5条 一部改正（平成16年3月31日改正、同年4月1日施行）

第6条 本規約について必要な細則は別に定める。

第7条 一部改正（平成17年3月31日改正、同年4月1日施行）第22条。

第8条 一部改正（平成31年3月31日改正、同年4月1日施行）第10条、第11条
第15条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条。